

愛知県奥三河総合センター指定管理者運営モニタリング結果（2020年度）

1 施設の概要

施設名：愛知県奥三河総合センター
 所在地：北設楽郡設楽町田口字向木屋2番地10
 設置根拠：愛知県奥三河総合センター条例（昭和47(1972)年 供用開始）
 設置目的：三河山間地域の振興を図るため
 施設概要：敷地面積 37,333 m²
 主な建物 本館、講堂、体育館
 駐車場 普通車115台、大型車3台、身障用3台
 休館日 7月及び8月を除く毎週火曜日及び12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理概要

指定管理者名：一般社団法人設楽町公共施設管理協会
 指定期間：2016年4月1日から2021年3月31日まで
 指定管理者選定時の主な提案内容とその実施状況：
 ・利用客の傾向を分析把握し、それに合わせた営業活動を行う。
 (①団体・個人の別及び季節・曜日毎の利用状況の分析把握 ②ビジネス客への営業活動 ③新規団体客の獲得に向けた営業活動)
 ・毎年利用いただいている団体客へのフォロー
 (①利用毎に次回利用の御案内 ②地元団体との交流支援 ③メール等を利用し時候の挨拶を送付)
 ・地域情報の発信
 (①県、市町村、各種団体等との共同イベント等に協力 ②近隣で実施されるイベント情報を施設利用者等にPR ③地域コミュニティ等の情報を発信)
 ・施設の情報発信
 (①HPをこまめに更新し、季節の風景、空室情報、地域情報等を紹介。訪れたいコンテンツを工夫 ②施設を利用したプランの提案及び地元観光資源の楽しみ方の照会 ③道の駅等の集客ポイントと協力し、その利用者にPR ④設楽町観光協会、奥三河観光協議会と協力し積極的に情報を発信 ⑤他の受託公共施設と相互に利用協力し、相互にPR)
 ・自主事業の開催
 (①星空観察会を開催、クリスマス星空フェスタを12月に開催)

3 利用状況

（単位：人、件）

| 区分 | 2020年度 | | 2019年度 | | 増減 (①-②) |
|-----------------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 計画値 | 実績値(①) | 計画値 | 実績値(②) | |
| 文化施設（講堂、会議室） | 9,052 | 2,601 | 9,052 | 12,078 | △9,477 |
| 宿泊施設（宿泊室） | 4,591 | 1,660 | 4,546 | 3,150 | △1,490 |
| スポーツ施設（体育館、運動場） | 15,670 | 3,015 | 15,670 | 16,980 | △13,965 |
| 計 | 29,313 | 7,276 | 29,268 | 32,208 | △24,932 |

※計画値とは、指定管理者を選定する際に提出された計画値を指します。

4 収支状況

(単位:千円)

| 区分 | 2020年度 | | 2019年度 | | 増減 (①-②) |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------------|
| | 計画値 | 実績値(①) | 計画値 | 実績値(②) | |
| 収入計 | 42,706 | 41,118 | 42,626 | 41,695 | △577 |
| 利用料金収入 | 8,149 | 3,230 | 8,069 | 6,348 | △3,118 |
| 指定管理料 | 34,233 | 35,961 | 34,233 | 35,052 | 909 |
| その他 | 324 | 1,927 | 324 | 295 | 1,632 |
| 支出 | 42,706 | 41,147 | 42,626 | 39,790 | 1,357 |
| 収支差 | 0 | △29 | 0 | 1,905 | △1,934 |

5 モニタリング結果

(1) 総合評価

| 評価 | 評価内容 |
|----|---|
| A | 奥三河総合センターの運営は適切に行われていた。利用者への情報提供や、利用促進に向けた積極的な活動が行われていた。仕様書に求める管理水準を満たしていた。 |

(2) 区分ごとの評価

| 区分名称 | 評価 | 評価内容 |
|------------|----|---|
| 基本項目 | A | 当該施設の他にも複数施設の指定管理を受けており、ノウハウが蓄積されている。 |
| 施設の適正な管理 | A | 仕様書に求める管理水準を満たしていた。 |
| サービスの維持・向上 | A | 仕様書に求める管理水準を満たし、さらに利用促進に向け、イベント等を積極的に企画開催していた。 |
| 運営等の安定性 | A | 運営に十分な人員配置がされていた。利用料金についても新型コロナウイルス感染症の影響を勘案すれば、県の水準どおり収入業務を実施していた。 |

【評価の基準】

S 県の求める水準を大幅に上回る A+ 県の求める水準を上回る A 県の求める水準（業務仕様書の水準）
B 県の求める水準に対して一部不十分 C 県の求める水準に対して不十分

(3) 今後の対応等

- ・施設が老朽化しているため、必要な修繕を行う。
- ・利用者増加に向けて、さらなる利用促進を指定管理者と行っていく。

6 利用者からの反応

- ・2020年度に1回実施したアンケート結果をもとに、利用者が快適に過ごせるよう、ケトル等レンタル品を充実させた。
- ・「和室の防音性が低く、周りの物音が気になる。」という苦情があったことから、可能な限り利用する部屋の間隔をあけて対応した。
- ・「体育館の雨漏りが酷く、使用に支障がある。」という苦情があったことから、適宜点検を行い、雨漏れがあった場合はバケツや雑巾等を用いて、雨漏れ被害が広がらないよう努めた。

7 その他

- ・自動火災報知機、機械室南側出入口、駐車場区画線及びグラウンド暗渠排水管等の修繕を実施した。
- ・新型コロナウイルスの情報収集をはじめ、社会情勢や近隣施設の状況を確認し、自治体と連絡を取り合いながら適切に対処した。

○ 問い合わせ先

総務局総務部市町村課地域振興室 山村・離島グループ
電話：052-954-6097（ダイヤルイン）
ファクシミリ：052-954-6981
メールアドレス：chiiki-shinko@pref.aichi.lg.jp